京城新聞

●坂出技師の演説（續）

以上申上ぐるのは何れも理想的の商港でありまして此の域に達するのには相當の年數と歴史を有するは言ふまいの事であつて東洋の諸港も漸次此の域に向ふ事を期したいと思ひます

扨て此の繋船岸と言ひ起重機又は上屋の設備は工費を要する事甚だしく例へば繋船岸長さ一米に付き少くも千五百圓を要する茲に一年三十萬噸の貨物を出入する港ありとして長千米の岸壁を造ると假定する總額百五十六万圓の金を要します然し船舶を岸壁に繋船し陸上の起重機其他設備と相俟つ [illegible]

船は遠く沖にかゝり艀又は人力によりて荷扱するとせば第一に時日はかゝるし無駄に停船し海運上に與ふる不利益と第二に貨物が破損欠損するの不利益之等は數字に積れば大したものでありませう今假に之等は考に入れずに僅に荷役料にて比較するに勞銀の高い西洋の例をすてゝ東洋諸港の發達せる例へば横濱とか神戸とかに於て貨物一噸に付き五十錢内外を要するのです歐州に比し艀取の費用からぬ港にても此の通り尤も韓國の諸港は此の費用が無茶に高いのは誠に殘念の點であります今之を岸壁に繋船せしむると假定すれば總ての費用を加算して一噸に付き二十五錢位に相當する譯故荷役一年二十万噸の港に一年間の荷役費艀取のもの十五萬圓かゝりしものが七萬五千圓となる計算にて其の一年の差額七萬五千圓は全く陸上設備の賜でありまする之を設備工費の百五十万圓の金利六朱と見積り年九万圓にすれば少し不足の感はあるけれども此算盤以内に時間の節儉貨物の欠損保險料等の點に考へ合はすれば優に六朱にも七朱にも當りましよう況んや是等の設備を國家が其一切を負擔する場合には更に算盤が取れる譯であります

今一は陸上設備に付て實例を引きますれば礦物例へば石炭を澤山輸出する港に於ける設備は之れは門司とか長崎とか小樽とか解人力により本船に積込む云はゞ陸上設備皆無の港にあれば又歐州にては英國の石炭港の多くに見らるゝ例へばカルヂーフ港の如き奥の炭山地方から數多の鐵道線路により炭車を港の岸頭に運び岸頭には横付になれば船に向て種々の起重機があつて或は貨車ぐるみ之れを艙口にあてがつて之を移すとか又は水力機にて炭車を高く持ちあげて之を中空に傾けて艙口に炭を移すとかの設備があつて一つもそつのない様に至て迅速に荷方の出來る仕掛は一噸に對する荷役費の非常の節約となります三四年前の調によりますと門司にて海岸石炭置場から本船積込迄一噸に付き少くも十五錢小樽にても略同樣の費用がかゝり時間の點よりすれば一時間に付き一艙口に付き二十噸内外の能率しかありませんが之を前記のカルヂーフ港に見ますに一噸の荷役費僅かに四錢か五錢に過ぎん又港内は狭い處ではあるがよく一年五十萬噸の石炭を輸出して居ります之を要するに港の眼目は内港の設備にあることゝ思ひます以上の話はちと理想に馳せて居りますが設備によりてはその省けることが偉大なることを御認め願ひます此邊にて御免を蒙ります（完）

●破窓閑語

文魁　むら

○誤解せられつゝあるもの何ぞ夥らむ。而して誤解せられつゝある二方面あり [illegible]

○邦家民人の爲め統監政治の得失を論ひ、曾つて敢て忌憚する所なき貴紙の如きも、或る痴人によりて、彼れベッセルの徒と同一視せられたることもこれありき。之れ誤解せられたる悪意に──而して故意に──誤解せられたる適切なる一事例也。

○火事は水のみにて消し得らるゝものにあらず、然るに消火栓の完成──と唱導せらる──せられたるの故を以て、然り完成せられたりとの故を以て、暴かに消防夫の減員を斷行せるが如きは、吾人に取りて迷惑至極なる、當事者が誤解の新事例也。

○韓人が大韓毎日一味の徒輩を崇拜し、其論議を歡迎せるは、彼の徒輩に依りて有難き、否寧ろ豫期せられたる、云ひ得べくば善意の誤解として切實なる事例の一也。

○焼芋は京城にありても内地の夫れの如く安價なるものなりと思惟するは、少々虫の良き、意地汚きもの〻内に於ても又最も振へる誤解の一事例也。

○韓國に最も親切なる統監を目して韓國家の賊なりとせるが如きは、頗る小憎らしき撲つて遣りたき程の──誤解の一事例也。

○泥棒に於ても正札附きたるものは値切つても引けられざるのみならず、却つて商估の嗤笑を買ふに過ぎざるべしと思惟するは少しく正直過ぎたる誤解としての一事例也。

○母國に於ては韓國に於ける暴徒は既に鎮靜せり、八道の山河は今や全く安穩なりと思惟せられつゝありとか、果して然らば之れ最も危險なる誤解としての一事例也。

○以上は其例に過ぎず。而して悪意に誤解せられたるは可也、買冠られたるにあらざれば也。反之善意に誤解せられたるは危險也。何となれば兩者ともやがて悔ゆべき時來れば也。

○現に藤公が世人に依りて其多くを期待せられたるが爲めに、今や引くに退かれぬ破目に陷りつゝあるは切實的確なる一事例たらずや。

○世尊曰く南無妙法蓮華經。キリスト曰く貧しきものは幸也と。



（七十五）　河合柳葉

大山は或日君子が奥庭へ散歩に出た隙を窺ふて、爲雅の室に伺ひ。

「御前樣、今日は折入つて御願申したい事がござりまして伺ひましてござります。」

「餘の儀で御座りませんが、何時京都に於いてお願ひ申して置きました、菊野殿の [illegible] の御媒酌をもちまして [illegible] れば有難き仕合に存じまする。」

と、恐る〳〵云つた。

「いや、其事は私も忘れては居らん、時機を見合はして媒酌して遣はさうと思ふて居る中肝心の清川に暇を與つたので、到頭其機會を失くして了つたのだ、其方は何と心得る、清川もまた私を無情のやうに怨むで居るであらうと思ふが、若も怨むで居るやうならば設令私が媒酌するゆゑ大山に遣はせと云つた所で、なか〳〵承知するやうな譯でないからね、私の思慮へでは今暫く打棄て置き、清川の心がやゝ沈着た所で、時機を見て言出した方が宜しくは無いかと思ふのだ。」

と云つて大山の顔を眺めた。

「仰せ御有理ではござりまするが、私の愚考まするには却つて今日の方が宜しいやうに存じまする、なぜかなればでござります清川も老年に及びまして此暇を貰ふ程どの不首尾を致したのでござりまするゆゑ心中では必然心細く思ふて、後悔してるに相違ござりません、其處へ御前樣から叔盤がかゝりますると、盲龜の浮木を得ました如く歡んで受致すであらうと存じます。」

「なる程、然う申せばそれも一理ある。それでは、左に右私の代理として槇村を遣つて話さす事に致さう。」

「誠に恐れ入りまするが、何分宜しくれ願ひ申しまする。」

かくて爲雅は家從槇村莊吾を召んで、委細の旨を含め、清川が宅へ自分の代理として遣した、程なく槇村は歸つて來て、恭しく爲雅の前に復命するのである。

[illegible] 覺つて此暇を下されし程の拙者に對し、娘菊野をれ心に懸けさせられ勿躰なくも御前樣の御媒酌とは、只々感涙に咽ぶの外はござりませぬが、この御媒酌ばかりは平にれ赦をれ願ひ申ますると、斯樣に申しましてござります。」

「何故、何が不足で辭退するかと尋ねなかつた。」

「はい、其義は念なう尋ねましてござります。」

「何か不足と申した。」

「假初ならん、御主君の御聲掛でありますゆゑ、如何なる所へでも遣しますがしかし大山豐春のみには、如何樣に仰せらるゝとも遣はす事は、堅く御辭退申しますると、何と申しましても承知致しませぬゆゑ、止むを得ず立歸りましてござります。」

爲雅は少しく不審さうな樣子で。

「大山ばかりは堅く辭退すると申したか。」

「御意にござりまする。」

「ハテナ。何で嫌ふか知らん。」

やがて、大山を呼んで、清川が答を言ひ聞かしたが、非常に失望落膽したのであつた



●漢城便り

●伊藤公には三十日間の滯城中に何事をか成遂げんと目論見居らるゝ由なれども氣の毒ながら借望殆んど皆無なる今日の公は到底面白き芝居の打了せらるゝ者には無之候尤も天晴にして公の上にあらば之は格別の事に候

●柿の枝は盤が壽きたるものに候、成りし柿の實は猿が獨占致候、盤も一度は猿に仕て遣られ候、併し盤とて最早其愚を繰返さゞるべく候、然らばドコに於て再び柿の實を獲べきか、伊藤公は昔斷に就て研究せらるゝの必要有之候。

●一昨日は米人ワナメーカア氏の捐金を以て建造せる皇城基督教青年會々館の[illegible]候、ワ氏はニューヨークの万金家なり、氏が私財を擲つて青年會館を新築せしは彼の大倉氏の爲せるが如く統監のお手傳には非ざるべきも韓人啓發上には慥かに有益なる事と敬存候。

●當日臨場の人々は種々多樣にして邦人韓人外人等其數無慮一千、而して韓人は特に愉快氣にまた得意氣に見受られ申候、司會者は記者が常に藤原藤房卿を以て目する尹致昊君にして氏が青年會員を指揮する樣は彼のパンチルが愛蘭黨員を指揮せし樣とは大に相違あるよう相認め申候。

●司會者の請により偉人伊藤公は壇上に立ちて一場の演說を試みられ候、否ひつもになく演說原稿を手にして切れ切れに朗讀被致候、公が特に原稿を用意しまたそれを携へたる手が顫ひたるは偶公が良心を有するを證明致候、偉人たる公も神の聖壇にては偉人を發揮するに由なかりしを遺憾に被思候。

●リチャード博士の演說は大に振ひたるものに候、始めに統監を富士の山上に押上げ終りに須走り口へと追ひ出し申候、博士曰く「韓青年にして伊藤公其他維新前に於ける日本青年の爲したるところを學ばゞ今より二十年にして韓國は世界先進國中の一となるを得べし」と、博士言外の意味は韓青年の心掛次第によりては日韓協約は取消され半島の獨立は恢復せらるべしとの如くに聞取られ申候。

●リ博士は伊藤統監を韓政府の政治顧問にてもあるかの如く思惟せられ居るが如くなれども果して而らんには博士は大なる誤想を抱き居るものに候、我統監は日韓協約に因る宗主國の代表者にして被保護國たる半島の爲政責任者に有之候、序にリ博士に向つて申候君が韓青年に教を垂るゝ以前に必要なるは世界保護國史の研究に有之候、保護國史を讀まざる博士は韓青年を教ふる資格を欠き居候。

東京電報

▲技手派遣

日韓瓦斯會社は來春解氷期を待ち事業に着手する筈にて本年中に準備を進むることゝなり一兩日中に技手四名を派遣す（四日發）

雜報

●昌德宮御陪食

昌德宮にては昨四日午後○時三十分伊藤太子太師曾禰副統監村田外波兩武官國分佐竹兩秘書官小宮宮內府次官義親王殿下完興君李太子少師各大臣尹侍從院卿趙承宰府總管等を召され御陪食仰付けられたり蓋し統監の歸朝を優待せらるゝ御思召に出でしものなりと

●德壽宮訪問

[illegible]五日午前十一時[illegible]門出御通路は鍾路廣通橋より光宣門前前儲慶宮前新作道路圜丘壇前路を經て大漢門に至る順序にて德壽宮を訪問せられ午後三時三十分還御せらるべしと云ふ

●拓殖役員の決定

東洋拓殖株式會社韓人役員は副總裁閔泳綺に理事韓相龍に監事趙鎭泰に決定し不日任命せらるべしと

●度量衡の販賣

農商工部にては全國の度量衡を漸次に劃一ならしむる方針にて從來京城仁川にて販賣せし外平壤、大邱、晉州、群山、江景、元山、咸興、會寧、全州の各地に新度量衡器の販賣をなせるが各地共使用者其の便利を覺りて購求するもの多く明年よりは其の他の各地にも漸次販賣せしむべしと云ふ

●帝室債務審査會

昨四日午後一時より度支部に於て帝室債務審査會を開き荒井會長以下各委員幹事列席して債務の審査をなせり因みに今回は同會を置かれしより第三回の審査にして事務は餘程進捗したるも債務の辨償を完了するは明年三四月頃に至るべく其の全債務を同時に辨濟するか又は審査濟みのものより漸次に辨濟するか未定なりと云ふ

●內部の委員制

內部にては今回審査委員會なるものを設け澤田地方局長を委員長とし平渡、齋藤、大塚、武石、新庄、趙齊桓、朱之憲の各局書記官事務官を委員とし法律命令の起案及び重要なる行政處分の審査をなす事とせり蓋し當國各部には參事官なるものを置かざるを以て委員制により參事官の事務を執行せしむるものなり

●韓國尚ほ不穩（報知所載）

韓國に於ては暴徒討伐後一般に平穩なるが如くなるが是れ只だ表面の現象にして本邦人の單獨內地旅行の如きは頗る危險なる由なり最近に接受したる報道に依れば統監府所在の京城近郊にしても決して安全と云ふべからず故に統監府役員又は銀行會社員等が近郊に出づる場合には警官巡査の護衛を要する次第なれば軍隊又は憲兵巡査の駐在せざる地方は非常に危險なりと云ふ

●リ博士の演說

一昨日皇城基督教青年會奉堂式に於て上海基督教青年會代表員リチャード博士の爲したる演說の大要は左の如し

殿下閣下貴女紳士諸君 自分は本日此式に列し諸君の面前に一言するを大に光榮とするなり、顧れば今より五十年前に於ては日本の政府は內國の平和を維持する能はず同時に外國との平和をも維持する能はざりき、當時國家の前途を憂へたる青年は何れも歐米に出遊し國家經營に[illegible]道に從事し成効して日本を世界の先進國の一と成すに至れり、而して新日本の建造者として働きたる數ある青年中伊藤公を以て最も有名の者とす、伊藤公は基督教徒となるべく、また何れの基督教派にも屬すべく余りに偉大なり、而れども公は日本の憲法中に信教自由の一個條を入れたるに因つて多くの基督信者以上の事を爲したり、扨韓國の青年諸子よ諸子は今後何を爲さんとするか、見よ學校に於て習字を爲すものは必ず手本に因つて書法を學ぶべし、諸子も日本の青年が爲したる所に學び奮起して有用の材となり國家改造の重任に當らるべし、支那は政治の改良其他に付適當の顧問を得んとして未だ得る能はず而るに韓國は現に偉大なる伊藤公を統監として有す韓國の幸何者か之に如かん、青年諸子にして今後益奮勵して日本青年の跡を追はゞ今より二十年にして此韓國を日本の如く世界先進國の一となすことを得るや必せり、其時ともならば諸子は往時を追懷し今日が乃ち革新時代の始なりしを氣附かるるなるべしと云々

●兩道觀察府の移置說

聞く所に依れば全南觀察府を木浦港に移轉し慶南觀察府を昌原港に移轉することに內定せりとの說あり

●隈伯協商談

▲日米協約の成立は眞實か、官邊は例に因つて打消して居る、元來此協約の成立つ事は珍らしいことでは無い、前年青木子爵の大使たりし時既に提議されてあつた大方是れは日本側の働き掛けた仕打ちであつたらうと推測される、何となれば當時日米兩國の關係は極々混雜なる狀態にあつた學童問題移民轉航禁止問題といふやうな少くとも對等の國民として有るまじき我同胞への待遇法を改めしめんとの趣意を加味して一の協約が成立つとの評判であつたが遂に其事なくして今日に及んだ

▲併し今日はもう何等特種の約束抔を爲す必要は無くなつた、一時日米間に横はれる不快なる事件は既に一掃されて殘るは太平洋の岸打つ波ばかり、然るに協約其ものは曾て青木前大使の遂げんと欲したる大綱と毫も異る所は無いのである相違の點は只歐羅巴の文明國民と均等の待遇を得んとする要望、即ち時として人種的偏見に基因して起る所の俗論を抑制する用意を忘れたのみである

▲此度の協約をして眞ならしめば、何だか日本の働きを拘束されるやうな心地がする清國に對する機會均等主義、是れは今更ら協約に揭ぐる必要は無い程、世界に對して日本の明白なる主張である去ればとて此かる拘束が無いからとて決して日本が機會均[illegible]く蛇足のやうに考へる

▲要するに不文の同盟國、多年の親交國に對して曾て何等友誼を害するやうなことは無かつた所の兩國關係に於て、今更ら斯かる殺要領な協商は如何いふものか、有つたとて害は無い、無いからとて妨げぬ曾て我輩は某國との或る協約に對して白湯を飮むが如しといつたとがあるが、最れもマア其邊のところであらうテ

●高等學校設置

學部にては豫て平壤及仁川へ高等學校を設置する計畫なりしも經費の許さゞる爲め中止せしが明年度に於て平壤日語學校を高等科に改め高等學校必須の科程を授くる筈なり

●寄附金規則の制定

各地方に於て學校設立其の他公共的事業の經營に要する費用に充當するため寄附金を募集するものありて往々強制的に此れに應ぜしむる等種々の弊害あるを以て內部にては寄附金に關する規則を制定する筈にて目下文案中の由なるが同規則の精神は地方官吏が諸種の名目の下に濫りに寄附金を募集する事を禁じ其の必要にして有益なるものに關しては相當の手續をなさしめ以て其の取締を嚴にするにありと云ふ

●海州勸業陳列場

海州黃海觀察道にては產業獎勵を目的とし廳內一室を勸業陳列所に充て管內は勿論汎く韓國內の農產物及び商工業品を陳列すべく目下蒐集中なりと云ふ

●浦潮自由港廢止決議

下院財務委員會は本會議の議事に附せらるべき絕東自由港廢止法案の審査を終り同制度廢止は沿岸黑龍江及び後貝加爾地方に於ける露西亞人の事業を發達せしめ並に同地方へ出稼する露西亞勞働者商人の競爭を防止する爲極めて必要なるものと議決せりと

●鮮米輸出調談

兵庫上田萬商店の直輸にかゝるバンクーバ行朝鮮新米は其後百斤五圓七十錢替にて五千俵許り調談來る四日神戶出帆の伊豫丸にて愈々積出しをなす由なるが同米の輸出賣は引續き進行中に屬すれば遠からず五圓三十錢內外にて二三百俵契約を見るに至らん形勢なり（神戶通信）

●統監の晚餐會

伊藤統監には青年會館開館式に列せる重なる人々を統監官邸に招き主客四十五名四日午後七時より晚餐會を催さるべし

●天理教管長認可

天理教は大敎正中山新治郞を同派管長と爲し其筋の認可を得

●全國會議所聯合會

來る七日より開會する全國商業會議所聯合會は、畢竟去る六月の繼續會とも見るべきものにして其の問題の如きも進話度數制に關する調查の外は宿題たる關稅改正問題主査委員の調査方針報告並に四十二年度豫算案が同會の主張に係る稅制整革上の意見に適合するや否や等を調査するに在りて格別新問題の提出さるゝ筈なかるべしと

●南米航路補助案

[illegible]航海を開くの必要を認め歸京後直に立案具陳せり遞信省省議決定の上は來議會に提案の筈

●青年會晚餐

皇城基督教青年會にては一昨日奉堂式を了りし後各國より參列せし代表員をソンタク邸に招き盛なる晚餐會を開きたり

●京仁滊車時間改正

仁川午後八時二十五分發南大門行列車は來る六日より仁川を三十分繰下げ同驛午後八時四十五分發南大門に同十時二十一分着に改正の由又從來夜行列車により仁川より釜山方面に行く乘客は永登浦にて一時間斗り待合せしも右の改正によりて三十分短縮し非常の便利を得ることゝなれり

[illegible]局に於ては旅客の便利を計ることに苦心せられたるが今回各列車に食堂車の卓机を利用して茲にて旅客の飮食を認むる設備をなし一般の便に供する由なるが兩三月中に之が實施を開始すべしと

●仁川有志集會

仁川民團議員及び商業會議所議員中の有志は昨日午後六時より同會議所樓上に集會し仁川將來の商運に大關係を有する某重大問題に付き協議せる筈

●十一月中屠殺數

京城屠殺場に於ける十一月中の屠殺數は牛八十六頭豚三百十五頭なり

●賊徒討伐彙報

十一月廿六日より廿九日に亘り開城及龍山の守備隊より江華島に派遣したる討伐隊の結果は龍山部隊の一部特務曹長以下六名巡查一名は十一月廿六日江華府南方約二里の亭頭洞に於て約廿の賊に遭遇し激烈なる戰鬪をなし賊は家屋及高地に據り頑強に抵抗し我特務曹長戰死し兵二名巡查一名負傷せしも殘余の兵卒三名は攻擊を續行し遂に之を擊退す賊は死体一を遺し潰走す而して龍山部隊の主力たる中尉以下六巡查二は同日江華府南方約一里半白雲洞に於て前記の戰況を知り急行して亭頭洞西北山川洞に至りし時員數不明の賊の射擊を受け直に應射し賊を潰走せしめ其四を殪す開城部隊及龍山部隊共に江華島內を搜索し賊九名を捕へ特務曹長の率ゆる十五名を江華島に殘置し共に廿九日各守備地に歸着せり又臨時派遣せる步兵第十三聯隊の一部隊は十二月一日江華島內に約六十の賊あるを探知し憲兵と協力して之を襲ひ其二名を殪し九名を捕ふ△全羅北道守備隊の下士以下十名は十一月廿七日鎭安東北四里高台洞に於て約五十の賊を討ち其十一を殪し二を捕へ武器多數を鹵獲す△慶尙北道新寧駐在巡查八韓巡查一は同地憲兵二補助員四と協力し十一月廿二日新寧郡內に於て約十五名の賊を討ち其一を殪し銃一を鹵獲す

○第二巡查隊の解散 全羅南道光州に在りし韓國第二巡查隊は十二月一日解散せり

●難破船二件

△平安南道鎭南浦小金伊太郎は拾一月拾三日同地中村精七郎所有の鬪平船に無烟炭を積み込み同地より航行中衆二浦を距る二海里の沿岸にて暴風に遭ひ覆沒して行衛不明となれり

△十一月十四日黃海道席島龍山洞より新村を滿載して鎭南浦に航行中の端舟難破し乘組の日本人一名（氏名不詳）韓人六名溺死す

●鴨綠江結氷日

昨日在仁川觀測所に達したる龍岩浦測候所の報告に依れば鴨綠江は十一月二十七日結氷したる由尙既往の結氷日及其當日の最低氣溫を記すれば左の如し

年	結氷日	最低氣溫
光武八年	十一月三十日	氷點下八度五
光武九年	十二月十二日	同 八度六
光武十年	十一月十八日	同 七度二
隆熙元年	十一月廿四日	同 八度三
本年	十一月廿七日	同 八度一

●村上電話係長出張

仁川郵便局電話係長村上慶治氏は仁川、江華島間警備電話架設のため昨日午前八時同地方に出張したるが同地は情報の傳ふる如く目下危險の境にあれば一行悉く武裝せるは勿論數名の護衛巡查を附する等警戒頗る嚴重なりと云ふ

●警察官の出張 內部警察局詰齋藤警視及寺島警部は曩に鎭南浦に出張中の處一昨日歸任し本朝再び忠清南道全羅北道の兩方面へ警察視察として出張せり

●兒玉事務官補出張 草梁出張所事務官補兒玉直治氏は東京出張を命ぜられたり

●木村雄次氏 第一銀行の同氏及夫人は昨夜歸城したる筈なり

●警備電話開通 京元街道上金化金城間の警備電話は十二月一日通話を開始せり

●敍任辭令

判事 黑澤休四郎 補鎭南浦區裁判所判事
同 井上文司 補太田區裁判所判事
檢事 田井求次郎 補清州區裁判所檢事

給十六級俸 太田區裁判所判事 井上文司
同 鎭南浦區裁判所判事 黑澤休四郎
給七級俸 清州區裁判所檢事 田中永次郎
補仁川區裁判所檢事 檢事 渡邊助次郎
補慶州區裁判所判事 判事 栗原忠躬
補春川區裁判所判事 同 山內璞
補水原區裁判所判事 同 青柳四郎
補義州區裁判所檢事 檢事 石川信重
補元山區裁判所檢事 同 千賀順市
補光州區裁判所檢事 同 遠藤鏘
補寧邊區裁判所判事 判事 堀尾文太郎

公人私人

▲大內暢三（福岡縣代議士）三日入城浦尾旅館
▲小林重藏（光州觀察道書記官）三日入城山本旅館
▲山岡三夫（同主事）同上
▲上林敬次郎（度支部書記官）同上
▲長野習（開城居留民總代）三日歸任
▲石井光雄（大邱農工銀行支配人）三日歸任

本日の集會

●基督敎青年會講演 商業會議所樓上 午後七時開會
科學と宗教 青年會幹事 丹羽清次郎
●南山本願寺 午後七時半說敎

●近事片々

▲日米協約の發布により米國民非常に滿足せりとの報あり之れ當然怪むべきに非ず

▲獨り米國民のみならず英國も露國も歡迎せり唯獨逸のみは些と思惑違の感なき乎

▲斯る協約は概して歡迎さるべきもの也

▲今日の現勢に於て斯る協約をなし是にて外交家の手腕を要する所もなし極て平凡

▲此事なくも日米の親和は嚴に保たるゝて日米の親和を增せりとなすは皮想の見也

あり戰爭說の如きは米國一部の頑迷輩のみ

▲前外相林董氏日米協約說を言して無用の長物となす敢て過論とのみ云ふ可らず乎

▲日米協約に現はれたる條項は帝國の當に實行しつゝある所也畢竟形式のみ

▲桂首相が頻に協約成立に就て得意滿々たるの說あり、豈夫候と雖も斯る事なからん

▲斯る事を以て外政の成功と云はゞ三尺の童子能く之をなさんと云ふ者有り眞に然り

▲協約締結前に露國にも交涉せり逆例のノーウヲレミヤさへ頻に歡迎しつゝ有と

▲斯る協約に依りて列國の同情を得んとするは余りに不甲斐なきの感自ら生する也

▲自主的外交とは今の御用記者蘇峯先生に依て屢々唱へられし所今は何と辨護する

▲板垣伯の近狀を聞ては眞に同情に堪へす國家に功勞ありし此翁を傍觀するは非也

▲其人物及所說の如何を問はず板垣伯が我憲政に盡せる大功勞は決して沒す可らず

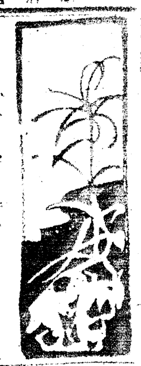
▲伯老來の窮境を傍觀するが如きは義俠を以て誇る帝國民の面目を損する事なき乎

▲民間有志の末路には憐むべき者多し國民は深く之等に向て同情を寄せざる可らず

▲優勝劣敗適種生存の筆法より之を看過するが如きは血も涙もなき國民の事ぞかし

▲廉潔の士は往々此窮境に入る廉潔なる者は多く窮境に處す之れ何の原因ぞや

▲廉潔正義は貧窮の競爭敗者たるにて[illegible]の法に非す社會の[illegible]



●寒牡丹（八）

……有爲轉變は世の習ひ……

男の不甲斐なさにホト〳〵愛想を盡かしたるタカは折りもあらば男を振り棄て〳〵何れへか姿を晦さんと思ひ居るに附けても先き立つものは路銀なれば[illegible]と押へて機を待つ内近所に住む山本とかいふ獨身者がタカの[illegible]りし艶な姿にいつしか思ひを寄せて折がな隙がなれタカの[illegible]と見て取つたれタカは宜き椋鳥御座んなれと早速素振りで水心をしめし戀で割なき仲となりしがもと〳〵男は女に戀ひ焦れ居ることとて女のいふがまゝになり少なからぬ金をば注ぎ込みたりしかば女は心中打ち喜び豫ての思はく叶へる譯と彼れ此れ五十圓許りの金を絞り上げ不義の樂に耽りつゝある中タカはもうコレ等が切り上げどきと或る日右の金をば路金に當て平壤差して出奔したりき

サテも平壤に着いたれタカは同地に國のものにてれマサといふ女が南門外の若葉屋といふ料亭に仲居奉公をなし居るを頼りて身の振り方を頼み入りしに折柄若葉屋にて酌婦の入用あるとのこと故早速其の日より住み込み彼れ是れ一ケ月も務め居りしが思ひしよりは金の實入なきよりれマサとも相談の上暇を取りて京城に來りしは本年の一月頃なりと覺わにき（つゞく）

●江華島民の不埒

……討伐を防害す……

江華島々民中不良の徒多く我守備兵憲兵警察官等が暴徒と衝突し討伐に苦心せる際彼等は其近傍に集り來り我行動をば暴徒等に詳細報知する等の不良行爲を敢てし爲めに彼等に充分なる打撃を與へ能はざる場合多ければ討伐隊中大に之を憤慨するもの多く當局者に於ても早晩之に就て適當の取締法を制定するに至るべしといふ

●警察で惚けを云ふ

……皆春樓の抱へ娼妓……

新町皆春樓抱へ娼妓某は一昨日黄昏一輛の車を驅つて南部警察署に出頭し申し出づるやう『妾しは二年以前皆春樓へ身を沈めたものですが此の程妾しにレコが出來ましたと右の拇指を一ユーッと突き出しソレカラ此のレコが此の間五十圓といふ大金を妾しに與れましたので妾は此の金で廢業をいたさうと思ひますが五十圓では足りませんから[illegible]警察の御威光で何んとか[illegible]を命しつけ一時も早く妾しの身体を自由に[illegible]投書を書くの如し

●門松の注意

……各戸注意せよ……

追々四十二年の新年も近きたれは徐々門松七五三繩等の取付期に間もなき事なれは例年[illegible]樣を踏ませざる[illegible]に注意致[illegible]人其取附後に至りて無法極まる代價を貪り且つ居留民を苦しめ且つ戸々の生活程度に依つて同し門松七五三繩の代價に就て不法なる差異ある等其の不埒實に極まり無りしが近頃既に彼等請負人等はぼつ〳〵其の準備に取懸り居由なれは此際我居留民は是等の事に付き宜しく注意を拂つて後日に至つて紛紜を生ぜられざる樣心懸あるへし又當警察署にても請負人の不法行爲と其の行ふ手段等に充分の取締を致されたき者なり

●基督教徒のラブ研究

……新思潮に雷同す……

旭町三丁目邊に士原洋雜貨商と瓦斯燈に書かれたる雜貨店あり其の家の娘か又は他より手傳ひに來りし女かは知らねども今年十七か十八のまだ花ならば漸く綻び初めし蕾の色の誰が眼にも艶に見ゆ近所隣りの若殿原の氣を揉ませ居れるが此の女殿心なことには幼少の頃より大のクリスト信者にて昨今にても毎日曜日には必ず教會に行きて天に在します神樣の洗禮を受け專ら神の子を以て任じ居るは結構の譯なれど近頃に至りて何と心機一變せしものか俄かに心理の研究を勵してラブの研究に取り掛り「あゝ神よ妾にラブの奧義を授け併せて自然主義の實行を許させ玉へ」と祈りたるに神は默然として答へざるのみか一夜娘の枕邊に立ち「汚れたる心を掃へよ」との御言葉に娘は成程此れは神の意に逆ひしかと再び元の心に立ち歸りしも何うも當世の思想に雷同したる方が何となく趣味があり且つは自然にも反せぬと思ひ又々ラブの研究を始めたりしがソレにつけても相手がなくては研究出來ぬと早速通信管理局に通勤する永畑とかいふ腰辨に相談を持ち掛けたる所永畑は打ち喜び實は僕も研究の下心が爵勃たる所だ此れは好い鹽梅と共に研究する所ありしが娘は永畑の顔がフテ研究者としては不適當なるより忽ちにして愛想を盡かし無際に前記士原の番頭に乘り替へたるより永畑は無念の炎胸に燃ゆ女の[illegible]を恨み居るとかの[illegible]

●店員評判記

池田雜貨商雜貨部主任　林田源藏氏

慶應二年生れといへば早や今年四十二歲の中老である、氏の語る所に依れば今頃は已に[illegible]になつて[illegible]ふ通りは行かず未だに碌々として産を成さないけれど時機にして一度び到らば大に遣ツて見せるといツて居る性質は實直にして素朴毫も邊幅を飾らない、生れは丹後の加茂郡主人の池田長兵衞とは姻戚の間柄になつて居る渡韓したのが三十七年一月終生の目的は養蠶事業だそうだ

同雜貨部店員　江本千一氏

大坂江の子島の綿問屋に奉公して居る時分今の主人池田氏より見込まれて三十九年六月韓國へ來たのである主人に見込まれた氏は心より主人の恩を感じ鋭意專心主人の利益と店運の隆昌を計り孜々刻々として三ケ年間一日も怠ることなく身を以て主人に仕へた甲斐ありて今では「千一〳〵」と家人のものにチヤホヤされて居る今年十九才の二キビ盛りながら女と酒とは禁物だとイツテ居る原籍は大阪市東區唐物町一丁目身分は平民である

同店員　吉田榮太郎氏

餘りに正直過ぎて神經が鋭いため宜く泣きもするが能く怒りもする前身は大阪の乾物屋の番頭其の正直にして邪氣のないのが世間の人の評判となりヤガテ主人池田氏の見込む所となり三十九年の霜月渡韓したのである本年十九何となく人好きがする容貌だ

同店員　山田新氏

氏は今年二十五の青年である原籍は大分縣日田郡舍では商賣人としての經驗もあるそうだがトモカク下の如き經歷を持つて居る「三十七年十二月歩兵第十四補充隊へ入隊四十一年一月韓國へ守備兵として派遣さる、四月除隊」性質は明壯にして活潑だ

●平壤破獄囚の裁判

去る九月廿六日午前二時平壤監獄の囚徒金允華外十名が看守を斬り破獄せんとして大格鬪を惹き起したる事は其の當時紙上に記せし所なるが右につき去月廿一日平壤地方裁判所に於て公判開廷あり審理の末十二人の中金昌善（強盗犯懲役十年刑）盗俊彦（貨幣僞造犯三年役刑）金允華（強盗犯懲役終身）の三名はその所刑の上に更に三年乃至五年の加刑を宣告せられたるところ彼等は之に服せず控訴したる爲め去る一日午前十一時平壤控訴院法廷に於て柳澤判事裁判長として補原檢事立會の上公判を開きたるが被告[illegible]監獄署より看守[illegible]として召喚[illegible]申請[illegible]之を認可し不日更に開廷の事として閉廷したり

●辰子と丼

去る三日本紙三面平民文庫欄に於て「花月の辰子が毒座で丼を喰べて居つた」といふ記事（投書）に對し辰子組合事務所に障つたものと見ゑ昨朝左の如き取り消し文を編輯局に宛て郵送し來れり

拜呈貴新聞紙上に妾事毒座にて丼を喰べていたとのことなれど妾は斷じて左樣な事無之候間全文訂正相成度此段申入候　花月　辰子より

井を喰べだからとて喰べないからとて別に構つたことはあるまいものを隆大勢の中で喰べるもせぬものを喰べたといはれたのが口惜しいと思ふだらうが自分が喰べた覺えがなければそれでよいではないか客商賣の身にも似はずこんな事は狭い料簡それで稼[illegible]綽名をぞ附するが相當はしけれ

●[illegible]

[illegible]去る八月廿六日長谷川町飲食店[illegible]依賴に應[illegible]際內金として渡されたる三十五圓を[illegible]昨日迄姿を隱し居りしが一昨日當理[illegible]に於て重禁錮一ケ月の刑に處せらる

●不審者引致さる

昨日午前一時頃銅峴分署刑事二名が同部石橋通りを密行中擧動不審のもの彷徨し居るより直ちに本署に引致したるが此者は東部蘿島洞居住金春兼（四十）といふものなり

●科料

南部大山林洞四十一統崔泳大（三十）は一昨日午後三時頃銅峴通にて同草洞五十六統李健榮（五十）及同茶洞十八統成澄鎬（十七）の二人は茶洞にて放尿し何れも銅峴分署へ引致され科料に處せらる

●一昨夜の新町

一昨夜に於ける新町の客數揚り高は月下樓八人皆春樓十四人高島屋二人井門三人南山三人第一樓支店十四人山遊樓四人京城樓十人清月樓十三人第一樓本店十三人大桝屋八人松葉樓四人合計九十五人費消高五百五十九圓十六錢なり

●朝鮮十一月號

時事評論は例號と文章觀察異なれど一般の時局觀を網羅しつくして餘すなし論說數種何れも名家の筆になり所說卓拔、立論的確、言々句々味ふべし、訪問錄は依例面白く主張並びに雜纂文苑又讀むべしとなす、唯少しく實業資料の欠如たるを怨みとするのみ（一冊四號一部二十錢京城本町日韓書房發行）

●ぽんたの顔出し

牛込神樂坂に於て幾多粹客の間に手取りものとして嬌名されし婦名花柳界に隱れなく曾ては文藝倶樂部の挿繪に迄揭げられし松葉屋の抱へ藝者ポンタ（三十）は今回何を感ずつてか俄かに朝鮮行を思ひ出し先月中旬藝麗張り前亭への借金を拂ひ三ケ年間前借七百五十圓にて昨日花月樓より顔出ししたるが客の取り廻はしといひ粋さいひ咽といひ申し分なければ定めて當地の粋客連を騷がせることとなるべし

●酌婦警察に駆け込む

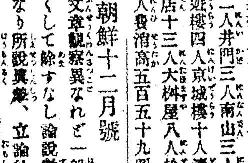
本町一丁目裏通り寶來亭の酌婦れなにと云ふは一昨夕黑髮亂し洗足のまゝ南部警察署へ駈け込みたるが理由といふは主人が自分をば他に賣飛ばさんとするより保護を願ふとのことなりと

●醉漢の[illegible]

日出町の住人愛知縣平民ペンキ職本彌三郎（三十）は本町六丁目徼そばの軒下にて通行人に喧嘩ふつかけたるは昨紙所報の如くなるが總に昨日一圓の科料に處せられたり

●處刑一束

龍山清水町居住熊本縣平民畑田林太（二十）は去月廿一日午後三時頃龍山清水町北川政次郎宅へ忍び入り同人所有の黒七子羽織と袷一枚を窃取せしが間もなく逮捕され一昨日當理事廳にて懲役三ケ月を言渡され次ぎは住所不定熊本縣[illegible]郡[illegible]村士族内田顯一（二十）は先々月來京龍山[illegible]宿舍又は民家を犯し[illegible]一昨日當理事廳に於て懲役一年に處せらる次は龍山旭町居住廣島縣平民料理八毛[illegible]





▲無料紹介欄▼

人事部

●看護婦見習入用 明治町一丁目松岡醫院（一一八）

●女子見習生募集 本町六丁目中村齒科醫院 委細面談

●韓語速成教授 本町六丁目六五韓語速成講習所

崎村君より御親切なる御言葉厚く御禮申上候 石村生（一一五）

下女入用 望の者は本人來談あれ 氏名在社（一一六）

女中入用 裁縫の心得ある人を求む 旭町一丁目饅頭賣所（一一一〇）

英韓語無料教授自午後六時至九時 永樂町三丁目二十一番戸ノ四 上田生（一一一二）

二十歳迄の店員五名身元保證人ある者雇入たし 姓名在社（一一一三）

物件部

賣地 本町八丁目通り地所四十坪温突十間建家の儘格安にて至急賣却す 姓名在社（九九）

賣地 京仁線龍山停車場近所在上水田四石落安價にて賣却す希望者は至急申込あれ 旭町二丁目京城興信所（一〇一）

便利の場所にして電話の備もあり官吏向き八疊四疊五つ間二階貸間あり 電話六五九番に御照會あれ（一一〇）

古着 其他御不用品買受けたし 旭町一丁目競賣所（一一九）

貸間 旭町一丁目便利の場所にて六疊二間二階貸したし望の方は御來談被下度候 相町一の六十京仁商會（一一二）

廣告

開店披露

染地手拭太物製造販賣 御印入誂品手拭風呂敷ハ美麗ナル包紙ヲ無代進呈ス

㐬坪屋足袋製造販賣 四ツバセ千鳥縫ノ別製品

關戸蚊帳株式會社特約店

羅紗インバコート服類販賣元

⊕びんつけ石鹸一手特約店

來ル十二月五日全部品揃致候開業賣出シハ十二月一日ヨリ京城着元價向フ卅一日マデ正價ノ一割引

明治町一丁目（元帝國一跡）

㐬 桑原久藏商店 電話四八三番 電略ヤマクヌ八（ク）

龍山旭車通り 桑原支店 電話百十二番

年稍終に近き餘日無き折柄我明治町一圓の相聯合し景品附歳暮大賣出し仕り薄利多賣の主義を以て御便利を謀り將來の御引立を仰ぎ度候間多少に不拘續々御來購の程偏に奉希上候依而左に賣出し期間及景品の方法種類並に加盟商店を列記し茲に廣告仕候也

景品附聯合大賣出し

一 大賣出期間は十二月五日より同月三十一日迄とす

二 聯合加盟店は商品代金五拾錢毎に御賣は三圓毎に景品券一枚宛を呈すべし但貸賣は此限りに非ず

三 景品券は即時事務所に於て景品と御引替可申候

四 事務所に於ては毎日午前九時より午後十時迄景品引替を爲すべし但三十一日は徹夜相渡可申候

五 景一等は當籤精白米五斗入貳十俵を初めとし絹布、金指環、ダイヤ時計、西洋トランク、潤酒、インバネス、武枚綿舶來毛布、寶石入りの如く事務所に陳列して公衆の觀覽に供す（相生糸綿、掛時計、洋傘、石油、醤油等）

六 景品券には壹本も空籤なし

七 景品進呈上正確を證する爲左の有力家に監査を請へり

大東商生人君　田中始一郎君　森村大郎君　城六太君　林田金次郎君　沈宜鎭君　羽多野瀧三郎君　篠田治一郎君

雜貨商 山本商店

綿太物商 唐川商店

和洋菓子商 山本洗心堂

印刷商 藤山明治堂

時計商 櫻井商店

製靴商 田中靴店

半衿商 ゑり德

金物商 友谷商店

金銀細工商 高木商店

時計商 金化堂

金銀細工 吉川金光堂

舶來貨商 シエリス商會

菓子商 石田商店

太物足袋商 桑原商店

菓子商 寺田商店

提灯商 幸野商店

鉄力商 安達商店

洋服商 原商店

雜貨商 建部商店

洋服商 高岡商店

雜貨商 小林民商店

雜貨商 小林商店

古物商 安部商店

日用雜貨 山邊商店

新年用名刺端書印刷所 宮崎商店

橋口商會

瀧川銃砲店

西山商店

米川商店

有田商店

北村靴店

近藤商店

羽田藥店

佐々部商店

中尾商店

片桐商店

小川商店

鈴木商店

野村商店

江原商店

廉敬商店

平田商店

田中猪三郎商店

小間物商 岡田商店

[illegible]商 江里口商會支店

紙商 柴田商店

菓子商 古賀商店

馬具商 井上商店

雜貨洋服商 河上商店支店

履物商 初田商店

紙商 大島商店

提灯商 伊藤商店

履物商 唐川商店

材木商 寺田商店

陶器商 高雄商會

酒醤油 石田商店

精肉商 川崎商店

提灯商 松本商店

食料品商 尹貞爽商店

材木商 山野商店

光進舍 林中央商會

三升屋 清水商店

特許チャンピオン消火器販賣 今井商店

食料雜貨 岡本天眞堂

雜貨食料品 藤川德商店

印判彫刻 李野商店

雜貨商 沖村商店

米商 中木商店

勝野商店

河作商店

深田餅商店

杉田商店

中川商店

洋服裁縫 竹上商店

▲京城産婆案内▼

内務省免許產婆 永樂町一丁目 伊集院 電話三五八

内務省免許產婆 京城旭町一丁目（民團役所横向歐鄕伎座筋向） 岩永重乃 電話六五九番取次 妊婦、產婦ニ限リマッサージノ依頼ニ應ズ

内務省免許產婆 壽町三丁目 [illegible]崎達子

内務省免許產婆 京城南山町三丁目 堀越直子

大東看護婦 助產婦 京城永樂町二丁目 大島壽美 岡上君代

内務省免許產婆 壽町三丁目 脇川きく

明治二十五年内務省免許產婆 本町六丁目 田淵左姫

内務省免許產婆 南山町三丁目 杉原ハナ

宮内府免許產婆 京城南山町二丁目 原口都矢

内務省免許產婆 明治町一丁目四番戸 惠愛看護婦會 岡宮龍子 電話一七二番

▲轉宅荷物運搬 一京龍間建築土木材料其他諸貨物の運搬及び人夫請負

弊店儀今般右の營業を開始仕候に付ては貨物の多少又は土地の遠近に拘はらず御報知次第直ちに店員を派出して御用命に應じ可申尚は弊店は責任を重んじ万一御委托物に對し店員の不注意より損害を加へ候節は弊店に於て其賠償の責に任じ決して御損失は相掛申間敷候間續々御用被仰付度此段謹告候也

京城南大門通り二丁目二十番戸三浦商店向側

有田運送店 店主 有田豐太郎

蒸すし賣出し

壽司御料理 すき燒

明治町一丁目 松善

從前の通り大勉強仕候間賑々敷御來光被成下度候

石炭直輸入

京城旭町一丁目 島與商會出張所

（ストーブ用は一俵以上配達可仕候）

開業御披露

弊店儀客月廿八日より開業致候に付ては萬事に改良を加へ殊に叮嚀勉强を旨とし營業仕り候間何卒格別の御引立を以て賑々敷御來遊の程伏て奉願上候

十二月

會席 御料理 開花亭

京城大和町二丁目

梅毒、癩病、横痃、痔生殖器、皮膚病專門

京城皮膚病梅毒院

南大門韓人朝市場裏第壹銀行舍宅横通

米倉町官舍下度支部角

●土耳古煙草直旬入大販賣●

本社ハトルコ最大貴製造會社ニシテ其製品ハ原料精選其風味ハ良好無比ナレバ夙ニ世界各國ニ最多ノ輸出ヲナシ好評ヲ以テ迎ヘラレツ、アリ卸小賣トモ廉價ニ販賣仕候

デーヱス、パチリス會社出張所

京城本町四丁目角 仁川港本町通 仁川代理店

潁原兄弟商會

外國直輸入品

リノリーム ジリウタン 新荷着

京城支那領事館通 清韓洋行 電話四九四番

純良

乳

牛乳元祖

京城大和町一丁目 平山牧場 電話百五十三番

發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社 京城西署西小門洞

御注意 御乘船ノ際ハ税關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事

●釜山長崎門司神戸行 山東丸 十二月二十日後三時出帆

●大連行 高砂丸 十二月八日後一時出帆

●大連、芝罘、秦皇島行 山東丸 十二月八日前五時出帆

●大連行 酒田丸 十二月廿二日後一時出帆

●釜山出帆、浦鹽行 立神丸 十二月二日

京城南大門通 巴商店 電話三〇六番

仁川海岸通 郡回漕會 電話三九番

貨物及船客取扱店

日本郵船株式會社 仁川出帆廣告

流船

（仁川）

萬荒物卸問屋（京城[illegible]町）

和洋暖爐販賣 並に附屬品一式 煖爐取付請負

京城本町五丁目一番戸 馬木勇吉 電話四七一番

營業 京城曙町（電話七三番） 本店 同本町三丁目（電話四〇番）

統監府御用 諸官衙人力車 荷物荷造及運搬

伊藤組

明法學士 訴訟代理人 小川勝平

事務所 京城[illegible]町[illegible]丁目 大[illegible]東外門

京城本町四丁目 青々園茶鋪

青々園

茶ハ宇治ノ純ナルヲ選ミ茶器ハ清水ノ粋ヲ拔ク

特製燃料 新用燃料 無煙煉炭

●特色 火付容易く火力耐久價格低廉

●用途 家庭、鐵、暖爐、竈用に適す

周防德山海軍省煉炭所東隣 谷口無煙煉炭工場

京城特約店 京城南大門通 電話六〇三番 巴商會

韓國一手販賣 京城太平町二丁目 神田組